# 「子育て世帯臨時特例給付金」のご案内

4月からの消費税率の引上げに伴い、子育て世帯の家計への負担を減らし、消費の下支えを 図るために、児童手当を受給している方に、「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。

この給付金を受け取るには、平成26年1月1日時点で住民票のある市区町村への申請が必 要になります。

対象となる方には、6月中旬以降に申請用紙を郵送しますので、申請期間内に忘れずに申請 していただくようお願いします。

### 支給要件

### ■支給対象者

次のどちらの要件も満たす方

- ①平成26年1月分の児童手当・特例給付※を受給している方
- ②平成 25 年の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方
- ※特例給付とは、児童1人当たり月額一律5千円が支給されていることをいいます。
- ※平成26年1月1日に生まれた児童は、平成26年2月分から児童手当・特例給付の認定を受けている ことが要件です。

#### ■対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

ただし、次の児童は対象外です。○「臨時福祉給付金」の対象※となる児童(市町村民税(均等割)が課 税されていない方、または条例により市町村民税を免除された方〔市町村民税(均等割)が課税されている 方の扶養親族を除く]) ○生活保護制度の被保護者にあたる児童

〈注意点〉 ・平成 26 年 1 月 1 日に生まれた児童は、平成 26 年 2 月分の児童手当・特例給付の対象となっ ていれば、対象児童に含む。

- ・上記の児童手当・特例給付の対象児童であれば、子育て世帯臨時特例給付金の申請・支給時に中学校を卒 業している場合であっても、対象児童に含む。
- ・平成26年1月1日以後に亡くなられた児童は対象になりません。

#### ■支給額

対象児童 1 人につき 10,000 円

具体的な申請の受付時期・手続き等は、決まり次第、市のホームページ・広報等でお知ら せします。

売請を行 第には 第には

不明な点がありましたらこちらへ。 こども課 🗗 21 - 2222

## 浄化槽設置補助制度に 敷地内処理装置補助を追加

- ◆補助対象 放流先がない地域 で、浄化槽設置補助制度の対象 となる浄化槽と同時に敷地内処 理装置を設置する場合で、年度 内に工事が完成見込の方
- ◆補助金額 10万円/1基
- ◆申込開始 4月~
- ◆その他 「栃木市浄化槽指導 要綱」及び「浄化槽放流水の敷 地内処理に関する指導基準」に 従って設置してください。浄化 槽設置補助制度の対象浄化槽と 同時に設置する場合に限ります。

本 下水道課 🕿 21 - 2421

不市に住民登録している方

方又は双方が1年以上栃

大 生活環境課 ☎43-9223

本 保険医療課 21-2137

方法などは直接左記へ。

★申請書の記入方法や申請

都生活環境課 29 藤生活環境課☎62

0 3 0 7 1 0 2 0903

夫婦②申請日以前に夫婦の

満たす方)

①婚姻している

◆対象者(左記のすべてを 費の一部を補助します。

市税の滞納がない方 ③医療保険各法の加

 $\dot{4}$ 月

年以上に夫婦 いる方以上栃 1 つ П 年治申 度額 期間限 事業等 0) は 翌年の た 記 額 度最 度の

- 税の滞納が)医療保険な

子ない

(市に住) 方又は (対)

民双請

日以

◆ 保険医療課 ☎21

2137

(岩舟地域の方は

課

1 前

介法や 師 対 末 2分の 10 日の記 助 万円) 属

> 市不育症治療費助成制度 国内の医療機関で、不育

育症治療を受けた夫婦に対

◆申請

年度の翌年度末まで。

治療が終了した日の属する

医療保険適用外の治療

症と診断され医師による不 外治療費の2分の1の額。 額を差し引いた額の2分の なる場合は治療費から助成 ただし他制度の助成対象と 療で出産等に伴い治療が終 (1年度30万円を限度) 期限 4月5日以降)の治 医療保険適用 治療終了後、

たす方) 用外 すべてを  $\hat{O}$ お 度 治に

不妊治療費助 成 制

## 国保人間ドック (一般・脳検診) 費用の一部を助成

市では、疾病の早期発見及び健康の保持増進を図るため、人 間ドック等検診を受診される方に費用の一部を助成します。 ○共通事項

▽人間ドック等を受診される方は、「平成 26 年度国民健康保険 人間ドック等検診申請書」に記入をし、郵送、FAX で申込みを してください。結果通知が届いてから、検診機関に希望の受診 日を各自予約して、市から郵送された人間ドック検診券と国保 の保険証等をお持ちになって受診してください。その際に自己 負担額をお支払いください。

▽人間ドック等の検診は、市が指定した検診機関で受診してい ただくことになります。

※市が指定した検診機関以外で受診した場合は、助成の対象と 」なりませんので、ご注意ください。

- ◆日程 1日(日帰りコース)及び1泊2日(宿泊コース)
- √◆期間 平成 26 年 6 月 1 日 ~平成 2 7 年 3 月 3 1 日
- ◆対象 次のすべてを満たす方①国民健康保険の被保険者で 35歳以上の方②国民健康保険税を完納している世帯 の方③特定健診を受診しない方
- ✓ ◆検診項目 ○一般検診(身体計測/視力/循環器系/胃腸管 系/腎機能/血液検査ほか)○脳検診(身体計測 / 視力/循環器系/頭部MRIほか)
- ◆検診機関 下都賀総合病院、とちの木病院、下都賀郡市医師 会病院、西方病院、獨協医科大学病院、自治医科 大学付属病院、大岡メディカルクラブ、慶友健診 センター、宇都宮記念病院、栃木県保健衛生事業
- ◆費用(自己負担額) 37,800 円~ 70,200 円から市助成額(検 診費用の2分の1相当額で3万円を限度) を引いた額(助成は年度内1人1回)
- 〉◆定員 890 人程度
- ◆申込み 5月8日(木)~15日(木)までの間に本保険医 療課へ(定員を超えた場合、抽選)。
- ◆申込方法 ①郵送〒 328-8686(住所不要)栃木市役所保険 医療課保険担当 5月15日(木)(必着)

② FAX 21-2679

→ ※申請書は、本庁及び総合支所の国保担当窓口、大宮・皆川・ 吹上・寺尾・国府の公民館にあります(市ホームページからも

ダウンロードできます) 本 保険医療課 ☎ 21 ‐ 2131 都 生活環境課 ☎ 29 ‐ 1102

大 生活環境課 🕿 43 - 9216 🔟 生活環境課 🕿 92 - 0307

廳 生活環境課 ☎ 62 - 0903 岩 生活環境課 ☎ 55 - 7762

## 栃木市の産業振興施策のご案内

市では、各産業分野の支援施策として、下記メニューを用意しています。活用ください。 詳細は、各担当課まで問い合わせください。

|          | 経営安定支援   | 商店街活性化支援                  | 産業財産権取得支援  | 就農支援  |
|----------|--|---------------------------|--|---|
|          | 経営支援事業   | 空き店舗活用促進事業                | 産業財産権取得支援事業  | 新規就農サポート事業  |
| 概要       | 栃木県産業振興センター「専門家派遣<br>事業(中小企業診断<br>士、技術士等)」を<br>利用した際の経費を<br>補助する制度 | に係る経費の一部を補                | 特許権・実用新案権な<br>ど産業財産権の取得に要<br>した経費の一部を補助す<br>る制度                          | 新たに就農する方を<br>対象に、各種助成制度<br>の紹介やセミナーの案<br>内及び就農に係る経費<br>の一部を補助する制度 |
| 限度額·補助率等 | に要する企業が負担<br>する経費の全額。(派<br>遣1回につき1万6<br>千円、年度内に4回                  | 1/2 に相当する額(上限 100 万円)。家賃: | 対象経費の 2/3 の額。<br>ただし、特許権は 50 万<br>円、実用新案権、意匠権<br>及び商標権は 10 万円を<br>限度とする。 | 補助額上限30万円。  |
| 補助対象     | 栃木県産業振興センター「専門家派遣<br>事業」の採択を受けた中小企業者                               |                           | 市内で1年以上事業を<br>営む中小企業者で、産業<br>財産権を取得後、6か月<br>以内に申請するもの                    |   |
| 担当課      | 商工観光課<br><b>☎</b> 21 - 2372・2508                                   |                           |  | 農林課<br><b>吞</b> 21 - 2381   |